

東京都計画公園 総括図
第8・2・30号 高松農の風景公園
(縮尺) 20,000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表しています。



第8・2・30号 高松農の風景公園

凡 例

用途地域	● 用途地域の記号
第一種低層住宅専用地域	● 第一種低層住宅専用地域
第一種中高層住宅専用地域	● 第一種中高層住宅専用地域
第一種住居地域	● 第一種住居地域
第二種住居地域	● 第二種住居地域
近隣商業地域	● 近隣商業地域
商業地域	● 商業地域
準工業地域(特別工業地域)	● 準工業地域(特別工業地域)
工業地域	● 工業地域

● 用途地域、高度地区、防火地域等に該当しては、必ずしも表示して下す。

① 第一種高度地区	17m① 17m 第一種高度地区
② 第二種高度地区	17m② 17m 第二種高度地区
③ 第三種高度地区	17m③ 17m 第三種高度地区
④ 第四種高度地区	20m④ 20m 第四種高度地区
⑤ 第五種高度地区	20m⑤ 20m 第五種高度地区
⑥ 第六種高度地区	25m⑥ 25m 第六種高度地区
⑦ 第七種高度地区	25m⑦ 25m 第七種高度地区
⑧ 第八種高度地区	30m⑧ 30m 第八種高度地区
⑨ 第九種高度地区	30m⑨ 30m 第九種高度地区
⑩ 第十種高度地区	35m⑩ 35m 第十種高度地区

防火地域等の指定
● 防火地域
● 準防火地域
● 防火指定なし
新たな防火規制区域
● 新たな防火規制区域
風致地区
● 風致地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の都庁に集まる各関係機関の都市計画課(都庁第二本庁舎12階)をご覧ください。
 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図」および「練馬区都市計画図」をご覧ください。
 3. 用途地域の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。道路式の指定(形状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30m(50m)の範囲内は「(※30m)」の表示があります。
 4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。[https://www.city.maima.tokyo.jp/] (練馬区ホームページ)でご覧いただけます。[https://www.city.maima.tokyo.jp/] (練馬区ホームページ)でご覧いただけます。